

「緊急雇用創造チーム」の設置について(案)

1. 設置の目的・趣旨

- 「緊急雇用対策」(平成21年10月)に基づき、介護・農林などの成長分野や地域社会における雇用促進のため、「緊急雇用創造プログラム」(介護雇用プログラム、グリーン雇用プログラム等)の普及推進や具体的課題の検討など、政府をあげて具体的に取り組む。

2. チーム構成

- (チームリーダー) 細川 律夫 厚生労働副大臣
- 当面、サブチームとしては、「介護」、「農林」、「地域社会」の3つを設置し、必要に応じ、今後順次追加。(◎は主査、○は副主査)

		「介護」	「農林」	「地域社会」
山井和則	厚生労働大臣政務官	◎		○
山田正彦	農林水産副大臣		◎	
津村啓介	内閣府大臣政務官			◎
小川淳也	総務大臣政務官	○		○
長安 豊	国土交通大臣政務官		○	
高橋千秋	経済産業大臣政務官			○
佐々木隆博	農林水産大臣政務官			○

3. 具体的進め方

(1) 「緊急雇用創出事業」等の前倒し執行要請など

- 10月29日付けで、菅副総理及び細川厚生労働副大臣名で、全都道府県に対し、「緊急雇用創出事業」等の前倒し執行(そのための財源としての12月補正)と、それを活用した介護、農林、地域社会雇用などの分野での雇用創造を要請したところ。**別紙1参照**

(2) 「緊急雇用創造プログラム」の具体化・充実に向けての検討

- 3つのサブチームにおいて、「介護」「農林」「地域社会」の各分野のプログラムの具体化や一層の充実に向けて検討を進める。

(3) 「地域雇用戦略会議」(仮称)の開催を活用した具体的施策の推進

- 「地域雇用戦略会議」の47都道府県における設置は来年度となるが、本年中にも意欲がある地域では先導的に会議設置を進める。このため、速やかに、全都道府県における、「地域雇用戦略会議」の設置を働きかけ。
- 本会議の開催を契機として、介護、農林などの「緊急雇用創造プログラム」の具体的な施策を展開。併せて、来夏を目途に、当該地域ごとの重点雇用分野の設定、雇用見通し・アクションプランの策定も推進。**別紙2参照**

緊急雇用創出事業の前倒し執行及び『働きながら
資格をとる』介護雇用プログラム』の積極推進について
～12月の都道府県議会における補正予算での対応のお願い～

雇用対策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成21年10月23日、政府の緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣、事務局長：細川厚生労働副大臣）において、「緊急雇用対策」が策定されました。今回の対策は、現下の厳しい雇用失業情勢の中で、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、急がれる対策を早急に実施するものです。

本対策の中で、成長分野における雇用促進のため、「緊急雇用創造プログラム」として、「介護雇用創造」、「グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造」、「地域社会雇用創造」の3つの重点分野における雇用プログラムの推進等に取り組むこととしております。

これらの対策の推進のためには、緊急雇用創出事業の活用など都道府県のご協力が大変重要となっております。各都道府県におかれましても、本対策の趣旨にご理解いただき、特に以下の点につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 「緊急雇用創造プログラム」の一環として、雇用情勢に機動的に対応し、雇用創出の拡大を図るために、都道府県における雇用対策の重要ツールとしてご活用いただいている緊急雇用創出事業の前倒し執行をお願いすることといたしました。併せて、円滑な前倒し執行のために、雇用期間や事業実施要件についての要件緩和を行ったところです。

各都道府県では、既に、後年度を含めた事業計画を策定していただいているところですが、今般の事業をできる限り早く開始できるよう、12月議

会での補正予算の手続き等の早期実施にご配慮をお願いします。その際には、介護、農林、環境、観光等の分野にかかる事業計画を優先的に採択するとともに、後年度に予定している事業計画のうち、早期実施が可能なものについて、前倒して今年度内に開始していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

二 また、今回の対策に盛り込まれた『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』は、厳しい状況が続く中でも、求人ニーズの高い介護分野において、養成機関の受講料を事業費の対象とするとともに、受講時間も労働時間として給与支払の対象とし、働きながら介護資格を取得するというものです。

このプログラムは、介護分野の人材の育成・確保に大きく資するものであり、また、介護事業者、求職者双方、さらに地域にとってメリットの大きいものであると考えています。

本プログラムは、上記一の前倒しも含め、緊急雇用創出事業を活用して実施するものであり、都道府県に対して新たな財政負担をお願いするものではありません。また、事業計画の円滑な立案とともに、事業の実施をお願いする介護事業者の方々にご負担をかけることなく実施できるようにすべく、養成機関の受講料等を事業費の対象とするための要件の緩和も行うこととしました。

各知事におかれては、何卒、こうしたメリットや趣旨にご理解を賜り、今年度内にできる限り早く本プログラムに基づく事業を開始できるよう、御配慮を宜しくお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

平成21年10月29日

副総理 菅 直人

(緊急雇用対策本部長代行)

厚生労働副大臣 細川 律夫

(緊急雇用対策本部事務局長)

地域雇用戦略会議を活用した、地域における進め方(案)

